

患者さんの権利と責務

患者さんは、常に医療の中心であると共に、人としての尊厳を有し、適切で公平な医療を受ける権利があります。私たちは、患者さんの権利を尊重した医療を提供いたします。

1. 個人の尊厳が守られる権利

患者さんの人格を尊重し、希望されるご自身の意志に沿った医療が行われます。

2. 平等に医療を受ける権利

国籍、宗教、性別、年齢、病気の種類、社会的地位などに関わらず、どなたでも平等に適切な医療を受けることができます。

3. 良質の医療を受ける権利

安全で最善の医療を効率的に受けることができます。

4. 診療記録等の開示を受ける権利(医療安全の確保)

診療録に記載された診断名、検査結果、画像記録等、ご自身に関する全ての医療情報の提供を受けることができます。又、他の医療機関での診療に必要な関係書類を借り受けることができます。

5. 個人情報を守られる権利

医学上、療養上得られた個人情報をご自身の承諾なく、みだりに他人に漏らされることはありません。

6. 自己決定する権利(説明と同意の徹底)

診療内容、治療効果や危険性について十分な説明を受け、ご自身の自由な意志に基づいて検査、治療、その他の医療行為を受けるか否か選択することができます。又、他の医療機関の医師に意見を求める(セカンドオピニオン)事ができます。

7. 診療にご協力いただく責務

医療は患者さんと医療者が対等の立場で相互の信頼関係の上で行われるものであり、患者さんも医療に主体的に参加していただきます。又、他の患者さんの治療や医療提供に支障がないように配慮いただく責務も負っていただきます。